

1. 件名：浜岡原子力発電所に係る審査への対応状況について
2. 日時：令和4年10月18日 10時50分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 10階審議官室
4. 出席者

原子力規制庁

長官官房 小野審議官

原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門

河原崎係長

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部長 名倉 孝訓 他2名

5. 要旨

○中部電力株式会社から、浜岡3号及び4号のプラント側の審査の準備状況について説明を受けた。

○原子力規制庁から、以下のとおり指摘した。

➤ プラント審査に入るためには、少なくとも、基準地震動及び基準津波が確定し、その上で中部電力から津波防護の方針が意思表示されていることが必要である。

➤ 審査資料の合理化については、事業者と原子力規制庁の審査チームの双方の認識を合わせた上で進めることが大事である。

○なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. 提出資料：

- ・プラント側審査資料及び提出時期

以上